

「自動車等の先行受託試験取扱規程」（平成 28 年 4 月 1 日規程第 29 号）新旧対照表

令和 8 年 1 月 30 日改正

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>自動車等の先行受託試験取扱規程</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）が、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 12 条（業務の範囲）に掲げる業務のうち自動車の製作を業とする者等から依頼を受けて行う、自動車、共通構造部及び自動車、検査対象外軽自動車、小型特殊自動車又は原動機付自転車の装置（以下「自動車等」という。）並びに業務管理システムの試験及び付帯する業務（以下「先行受託試験」という。）について定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>第 2 条～15 条（略）</p> | <p>自動車等の先行受託試験取扱規程</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）が、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 12 条（業務の範囲）に掲げる業務のうち自動車の製作を業とする者等から依頼を受けて行う、自動車、共通構造部及び自動車の装置（以下「自動車等」という。）並びに業務管理システムの試験及び付帯する業務（以下「先行受託試験」という。）について定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>第 2 条～15 条（略）</p> |

附則（令和 8 年 1 月 30 日規程第 32 号）

この規程は、令和 8 年 2 月 3 日から施行する。